

「サービス等利用計画案」の提出について

障がい福祉サービスなどの利用申請（更新・変更）に際し、「サービス等利用計画案」を作成し、お住まいの区の保健福祉センターへ提出する必要があります。

作成にあたっては、相談支援事業者に作成を依頼する方法と、あなた自身や家族、支援者等が作成する方法があります。

■「サービス等利用計画案」の作成を相談支援事業者に依頼する場合

- 「計画相談支援」というサービスの対象となります（費用負担はありません）。
- 相談支援事業者の相談支援専門員があなたのご自宅を訪問し、面談のうえ契約を結び、「サービス等利用計画案」を作成して区保健福祉センターに提出します。
- その後、実際にサービスを提供する事業所と会議を開き、「サービス等利用計画」を作成します。

◎「計画相談支援」を利用するメリット

- 相談支援専門員が、あなたの困りごとやニーズに合わせて各種制度・サービスの説明や提案を行い、必要なサービスについて一緒に計画を作ります。
- また、サービス提供可能な事業所やその特色に関する情報提供、サービス利用に必要な手続きなどの支援、事業所との連絡調整などを行います。
- さらに、定期的に相談支援専門員があなたのご自宅を訪問して、サービスの利用状況やあなたのお気持ちなどを確認しながら、計画が妥当かどうか、生活環境や状況に変化が無いかなどを確認（モニタリング）し、必要に応じて計画を見直します。
- 介護保険サービスの利用にあたってケアマネジャーに引き継ぐ際も、これまでどおりの生活を続けられるよう、相談支援専門員が調整します。

（裏面へ続きます）

◎「計画相談支援」を利用する場合の手続き

- 同封の「利用意向調査票」に必要事項を記入し、支給申請書などとともにお住まいの区の保健福祉センターへ提出してください。
- 相談支援事業者は、ご自分で選ぶこともできるほか、区保健福祉センターに事業者選定の援助を依頼することもできます。この場合、相談支援事業者から直接連絡があります。

※現在、相談支援事業者が不足している状況があり、計画相談支援を希望されても、希望する相談支援事業者でサービス提供を受けられないことや、「サービス等利用計画案」を作成するまでに時間がかかることがあります。

■「サービス等利用計画案」をあなた自身や家族、支援者等が作成する場合

- 同封の「サービス等利用計画案（セルフプラン）」に必要事項を記入し、支給申請書などと同時に、または支給決定までに、お住まいの区の保健福祉センターへ提出してください。記入例を同封していますので、作成する際の参考にしてください。
- セルフプランを提出して障がい福祉サービス等を利用する場合は、相談支援事業者によるサービス提供事業者等の調整についての支援やモニタリングなどのサービスを受けることはできません。
- ただし、次にサービスの更新または変更を申請されたときに、計画相談支援の利用を開始することができます。

※現在すでに計画相談支援または障がい児相談支援の支給決定を受けている方は、「利用意向調査票」と「サービス等利用計画案（セルフプラン）」の記入・提出の必要はありません。